

**離別母子世帯の転居問題****—住宅保障の観点から—**

首都大学東京大学院博士後期課程 東 景子 (8544)

[キーワード] 離別母子世帯、転居、住宅保障

**1. 研究目的**

離別母子世帯全体の約7割が離婚を機に新たな住まいを求める（日本労働研究機構 2003；葛西 2006）。転居の背景は個々の事情により異なるが、従来の家賃を支払えないなど離婚後の経済的脆弱さから母子が転居せざるを得ない状況に追い込まれるケースが特に多い。一方、平成23年度の社会福祉行政業務報告によれば、母子世帯の保護率は14.9%で被保護世帯全体の2割にも満たないが、保護開始理由についてみると「働いていたものの離別等」が25.7%でもっとも高い割合を占めており、被保護母子世帯の4世帯につき1世帯が、離婚等が原因で経済的な基盤を失っていると考えられる。岩田（2011）によれば、固定的な貧困と関係する要素は①就労の問題②子どもの養育の問題③離死別などの配偶関係の変動であると述べているが、離別母子世帯はこれら3要素をもちあわせている世帯である。したがって、離婚直後の転居は、問題が生じやすいとみられる。また、離別母子世帯は子どもの環境を考慮しなければならないという意味で他の住宅弱者、例えば高齢者や障がい者と大きく問題が異なる（葛西等 2005）。そこで、離別母子世帯が転居先を確保するにあたり、どのような制度政策が配置されているかを通して、離別母子世帯が求める住宅保障を検討する。

**2. 研究の視点および方法**

本研究は、離別母子世帯が転居先を確保するという視点から住宅保障を考察するものである。そのために、離別母子世帯が転居する際、どのような選択肢があるのか、制度政策の観点から明らかにする。法制度や政府統計のデータ、離別母子世帯の転居に関わる先行研究に加え、2012年に報告者が実施した不動産仲介業者に対するインタビュー調査の結果を参照する。

**3. 倫理的配慮**

本研究は、倫理的配慮として調査方法と内容は首都大学東京研究安全倫理委員会で認可を受け実施している。本報告は、日本社会福祉学会の研究倫理指針に従うものである。そのために以下のことを遵守する。①A 引用に基づき、自説と他説を峻別する。②C 調査に基づき、対象者・地域・団体等の匿名性を守る。③G 学会発表に基づき、報告を行う。

**4. 研究結果**

住まいを失った離別母子世帯が利用できる社会保障制度は主に以下の四点である。一点目は、低所得者向けの公営住宅制度である。公営住宅は、離婚時、低所得である離別母子世帯が入居可能な住居の一つと思われるが、公営住宅の入居には多くの問題がある。入居

が困難な地域とそうでない地域との差、複雑な手続き、優先枠が少ない、公営住宅建設の縮小化などがあげられる。二点目は、母子の生活支援や相談援助を目的とする母子生活支援施設制度である。母子生活支援施設は1960年の全国618施設から2009年は272施設に減少しており、収容率も現在は7割程度である。その要因は、規則のある生活が時代にマッチングしていないこと、建物の老朽化などがあげられる。三点目は、失業・住宅喪失者向けの住宅支援給付・総合支援制度である。この制度は母親が求職活動時に子どもの預け先を確保できない場合には利用しづらい。また、総合支援制度は貸付であるため、新しい生活のスタート時点から借金をつくるデメリットがある。四点目は、最低生活費を確保できない者のための生活保護制度である。2012年に報告者が実施した調査によれば、民間賃貸住宅を借りる際、離別母子世帯うち86%が生活保護を受け低廉な住宅へ転居している。また、代理納付制度が普及している自治体ほど支障なく賃貸契約を結んでいるケースが顕著であった。生活保護を受給することは、低所得あるいは無職の離別母子世帯が賃貸契約を結ぶための手段となっている。

## 5. 考察

研究結果から以下の三点を考察した。一点目は、離別母子世帯における転居先の確保は困難な現状にあるということである。企業による住宅福祉の縮小化、住宅政策は市場志向へと変化し、住居の確保はますます個人の努力と資力に委ねられる傾向にある。他方、親子関係が希薄な現代において親族という資源を使える世帯は限られる。このことは、生活保護を受給することで転居先を確保する離別母子世帯が多いという実態からみてとれる。二点目は、離別母子世帯は離婚直後に住居と就労、二つの問題が同時に起きやすいため生活保護制度を受給していることである。このことは、離婚前に就労していた場合においても同様である。乳幼児をもつ母親は、養育の負担が自分一人にかかることから、養育と就労の板挟みになり辞職あるいは転職せざるを得ない状況におかれ、転居が難しくなる。三点目は、離別母子世帯が生活保護を受給する上で生じる問題である。最低限度の住居で子どもを養育すること、他方で、母親の稼働能力の問題が問われ生活保護を受給できないケースが考えられる。以上の考察を踏まえると、離別母子世帯が利用できる社会保障制度の選択肢は狭く住宅保障は未整備であるため、住宅保障の充実は急務である。そこで、離別母子世帯が求める住宅保障として以下の二点を提示する。一点目は、地域格差のある代理納付制度の普及率を上げることである。代理納付制度は、家賃滞納という不動産仲介業者の懸念材料を払拭させる利点をもつ。二点目は、生活保護にかわるセーフティネット、つまり新しい住宅支援制度を設けることである。その際、住宅手当ならびに転居資金を給付型にすること、求職活動時に子どもを預ける場所を提供することなどが求められる。最後に本研究の残された課題を指摘する。離別母子世帯は母子世帯というマイノリティな層であり潜在的な要求がみえにくい。そこで、当事者である離別母子世帯に対するインタビュー調査の実施が求められる。